

安全報告書

(2013年度)

(2013年4月～2014年3月)

本安全報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成されました。

(2014年6月)

新日本航空株式会社

1 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

弊社では、航空輸送事業を安全に行う事を事業の理念とし、運航を行う事業会社として、安全運航の遂行のために、それぞれの役割で常に安全確認を行い、航空法を遵守する会社である事を経営理念と致します。

2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する事項

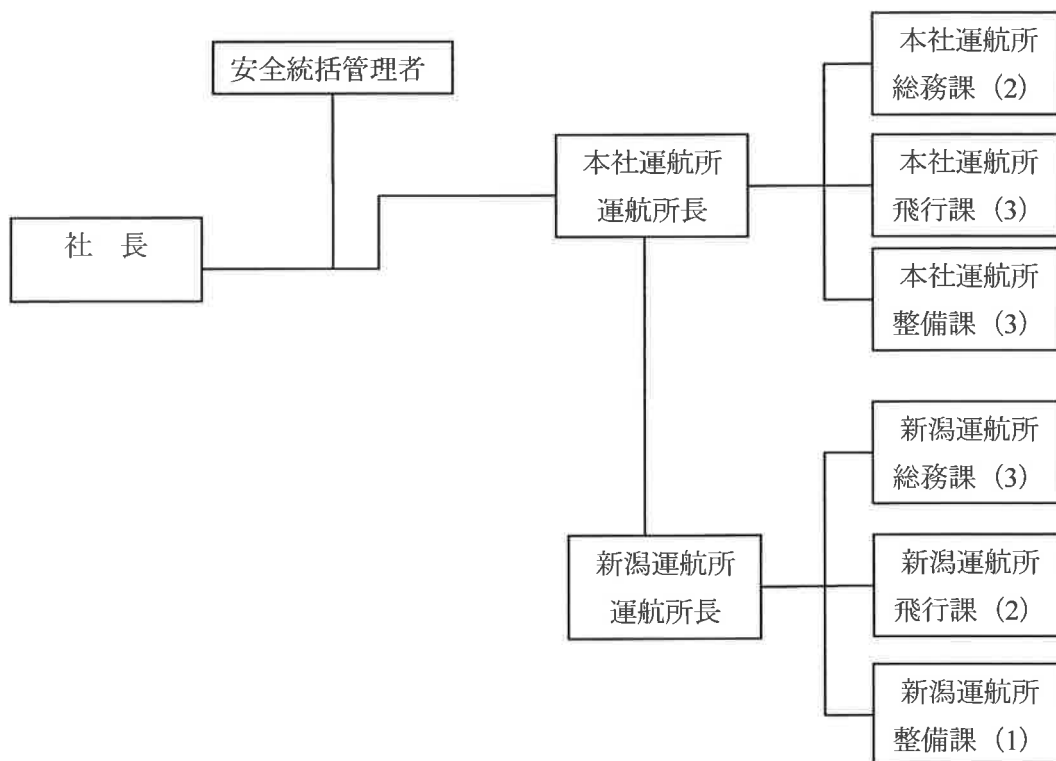
(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

①会社全体及び安全確保に関する組織

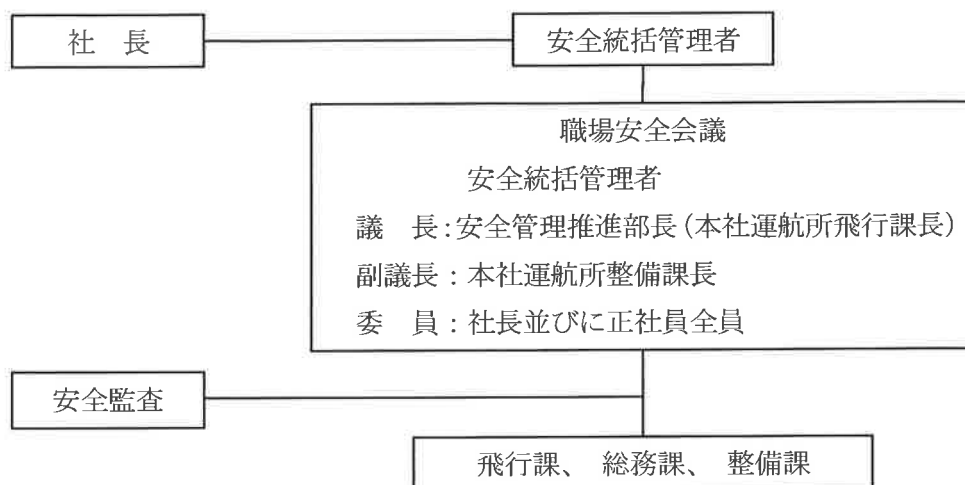
弊社での安全管理の為の組織は国土交通省令及び航空局長通達（国空航530-1号、国空機661-1号）において示された安全管理規定により、平成21年4月10日に新日本航空株式会社にて規程しています。

組織図

※（）内は所属人数



安全管理体制の機能図



②各組織の機能・役割の概要

本社運航所の下に新潟運航所を置きます。

それぞれの運航所に、総務課、飛行課、整備課を置き、新潟運航所総務課内には佐渡担当を置きます。

社長は安全に対するコミットメントを行い、安全方針を明示します。そして、安全管理体制を定期的に見直し、改善を行います。また、安全統括管理者を任命します。

安全統括管理者は安全管理体制の改善を推進し、監視を行います。安全施策・安全投資など経営上の意思決定に関与し、また安全に関する重要事項について社長に報告します。

（安全統括管理者は、2014年1月より社長が兼任しています。）

職場安全会議は2ヶ月に1回開催し、事故原因及び航空安全等に対する意見交換を行い、運航上の安全対策を考察しております。

安全管理推進部長（本社運航所飛行課長）は、安全管理体制の妥当性・有効性をモニターし、安全統括管理者に改善の必要性について報告します。また、監査の結果を評価し、社長・安全統括管理者に監査結果及び是正処置を報告します。

飛行課、総務課、整備課の課長は、課員に対して安全目標や情報の周知を行い、業務が規定に従って行われるよう環境を作り、モニターします。また、業務に係る不安全要素の報告を奨励し、動機付けを行います。

飛行課、総務課、整備課の課員は、法令、規定、基準を順守し、認定された資格の範囲の業務を確実にを行い、不安全要素の報告及び改善の実施、提案を行います。

③航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

| | |
|-------------|------------|
| 航空機乗組員 : 4名 | 整備従事者 : 4名 |
|-------------|------------|

④運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

| | |
|--------------|-------------|
| 運航管理担当者 : 7名 | 有資格整備士 : 4名 |
|--------------|-------------|

(2) 日常運航の支援体制

①航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領」（空航第 58 号）「整備規程審査要領」（空機第 73 号）及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（空航第 69 号）（空機第 68 号）により定められております。

②日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

ヒヤリハット情報等の社内報告制度を用い、必要部署に伝達しております。
また、職場安全会議を実施する事により、情報を共有しております。

③安全に関する社内啓発活動等の取り組み

職場安全会議を 2 ヶ月に 1 回開催し、事故原因及び航空安全等に対する意見交換を行い、運航上の安全対策を考察しております。

(3) 使用している航空機に関する情報 (2014 年 3 月末現在)

| 機種 | 機数 | 座席数 | 平均年間飛行時間 | 導入開始年 | 平均機齢 |
|-----------------------|----|-----|----------|--------|------|
| セスナ式 172型 | 4 | 4 | 170 時間 | 1976 年 | 33 |
| ブリテンノーマン式 BN2B-20型 | 1 | 10 | 110 時間 | 2011 年 | 24 |

3 航空法 第111条の4の規程に基づく報告に関する事項

2013年度においては、航空法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故・重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）はございません。

4 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

ございません。

- (2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他文書による行政処分又は行政指導を受けた場合、これに関して講じた措置及び講じようとする措置

ございません。

- (3) その他、安全性の向上のために講じた措置及び講じようとする措置

運用許容基準の適用及び整備の外部委託について、社内規程に基づき飛行課・整備課を対象に再教育を実施しました。

- (4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブル発生状況を踏まえた、当該年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2013年度は、2012年度と同じく「Back to the basics」の目標に基づき全社員が再度基本に戻り安全運航に努めた結果、「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生を0件とする事ができました。しかしながら、新潟運航所においては運用許容基準の適用及び整備の外部委託業者についての社内規程把握が不十分であり、社内再教育を実施しました。事故・重大インシデント及びその他の安全上のトラブルがなかった事は評価できますが、安全運航に対する取り組み姿勢は今後も社内一丸となって継続し安全意識を高めていく必要があります。

- (5) 2014年度における安全目標

2014年度は「SAFETY FIRST & QUALITY UP」を標語とし、安全を第一としながら、運航・サービス全てに対する質の向上を年度目標と致します。